

## 「自動二輪車通学を希望する方へ」

自動二輪車等で通学を希望する場合は、申請して許可を受ける必要があります。  
以下の手順で申請してください。

### 【申請条件】

次の①から⑤の**すべて**に該当する人

- ①学部4年次生以上又は大学院生
- ②深夜に至る研究又は夜間・早朝にしか出来ない実験等で公共交通機関が利用できない等の事情がある。
- ③自宅から津島キャンパスまでの通学距離が片道2km以上50km以下である。  
(自宅から津島キャンパスまでの距離は一般に利用し得る最短経路で測ります。実際に通学している経路と違う経路で測ることがあります。)
- ④申請する時点で自動二輪車等の運転免許を取得している。
- ⑤申請する時点で、申請者が被保険者に含まれる**任意保険**に加入した車両を所有している。

入構許可申請書(様式)・入構許可申請用封筒用紙(様式)をダウンロードする。

記入要領・記入例にそって、申請書・封筒用紙に必要事項を記入する。

必要書類をそろえる。

- 自宅から津島キャンパスまでの通学経路の地図  
(経路は赤色で記入。勤務先から通学の場合は、勤務先の位置を明記。)
- 自動二輪車等任意保険証書のコピー  
(「申込書控え」、「変更確認書」、「自動車損害賠償責任保険」は不可。)

以下は、特殊事情がある方のみ必要

- 理由書(様式は任意。)
- 特殊事情を確認できる書類



本部棟は50周年記念館の南にあります。

指導教員に申請書へ記名・押印してもらう。

申請書の裏面に地図・任意保険証書のコピーを貼り付ける。  
封筒用紙を角2封筒(縦332mm・横240mm)の表面に貼り付ける。

封筒に申請書を入れ、本部棟3階安全衛生部に持って行く。(封はのり付けしない。)

### 【注意事項】

- ・入構を許可する場合は、所属学部・研究科の教務学生担当又は研究室へ許可証等を送付するので、受け取りに行ってください。  
※許可しない場合は個別に連絡します。
- ・受け取った封筒の中に、お知らせ・駐車許可証(シール)が入っているか確認してください。  
・駐車許可証(シール)は、見やすいように燃料タンク等に貼り付けること。
- ・自動二輪車等の入構申請条件に該当しないが、部局長が特に必要であると認める場合で、学長の承認を得た場合に許可されることがありますので、安全衛生部安全管理課(086-251-7289・7127・8985)にご相談ください。